

申告者本人が自筆で
ご記入ください。

申告書

私は、旅館業法第3条第2項各号に該当していません。

年 月 日

申告者 住 所

氏 名

フリガナ

生年月日 年 月 日

性 別 男・女

目黒区保健所長 宛て

(参考事項)

施設の所在地 東京都目黒区 丁目 番 号

施設の名称

(法人の申告の場合の説明)

法人の場合、法人及び各役員個人がそれぞれ申告をしてください。申告すべき役員の範囲は、明確に業務を行わないとわかる者以外の全員になります（財団法人、特殊法人等の場合には代表者のほかに業務を行う理事、役員が対象となります。）。

なお、申告にあたって、法人は、申告者欄に法人の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。役員個人は、全ての項目をご記入ください。

旅館業法（抜粋）

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
- 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者